

おくやみハンドブック

天童市市民部市民課

ご遺族の皆様へ

ご親族さまのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

天童市では、ご遺族の皆様から行っていただく手続きの負担を少しでも軽減するため、主に市役所での諸手続きをご案内したハンドブックを作成いたしました。

このおくやみハンドブックが、皆様のお手続きの一助となれば幸いです。

天童市

目次

1. 手続きチェックリスト・・・・・・・・・・P1～2
2. 手続きを行うに当たって・・・・・・・・P3
3. 市役所で行う手続き・・・・・・・・・・P4～16
4. 市役所以外で行う手続き・・・・・・・・P17
5. おくやみ窓口のご案内・・・・・・・・P19～20
6. おくやみ窓口予約申込書(控)・・P22
7. 委任状・・・・・・・・・・・・・・・・P24

◆◆◆ 手続きチェックリスト ◆◆◆

該当するものがあれば該当の欄にチェック☑をつけてください。

手続き詳細については参照ページをご覧ください。

この他の様々な手続きについてはP17にも掲載しておりますのでご確認ください。

No.	該当 チェック	対 象 と な る 方	手 続 き	参照 ページ	手続き済 チェック
1		「市民カード（将棋駒柄）」、「印鑑登録証」をお持ちの方	印鑑登録証（市民カード）の返却	P 4	
2		マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方	マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードの処分	P 4	
3		年金を納付・受給している方 （届出窓口は加入している制度により異なります）	国民年金の手続き □年金の死亡手続き □死亡月までの未支給年金・未支払給付金の請求手続き □遺族年金の請求手続きのご案内	P 5	
3		農業者年金を受給している方	農業者年金の手続き □農業者年金の未支給年金の請求手続き □死亡一時金の請求手続きなど □農業者年金の死亡手続き （手続き先は、天童市農業協同組合本所になりますので、ご注意ください）	P 7	
4		国民健康保険被保険者証をお持ちの方	□葬祭費の手続き □国民健康保険被保険者証の返却	P 8	
5		後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	□葬祭費の手続き □後期高齢者医療被保険者証の返却 □高額医療費の手続き	P 8	
6		介護保険被保険者証をお持ちの方	□介護保険被保険者証の返却 □高額介護サービス費等の振込先口座の変更手続き	P 9	
7		紙おむつ支給・食の自立支援サービス・緊急通報装置の設置などを受けている方	介護保険サービス、高齢者向け支援などの支給停止手続き	P 9	
8		重度心身障がい者医療証をお持ちの方	重度心身障がい者医療証の返却	P12	
9		ひとり親家庭等医療証をお持ちの方	ひとり親家庭等医療証の返却	P12	
10		子育て支援医療証をお持ちの方	子育て支援医療証の返却	P12	
11		身体障害者手帳をお持ちの方	身体障害者手帳の返却	P10	
12		精神保健福祉手帳をお持ちの方	精神保健福祉手帳の返却	P10	

No.	該当 チェック	対 象 と な る 方	手 続 き	参照 ページ	手続き済 チェック
13		療育手帳をお持ちの方	療育手帳の返却	P10	
14		自立支援医療証（精神通院）をお持ちの方	自立支援医療証（精神通院）の返却	P10	
15		障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方	障がい福祉サービス受給者証の返却	P10	
16		障がい児通所給付受給者証をお持ちの方	障がい児通所給付受給者証の返却	P10	
17		特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方	特別障害者手当・障害児福祉手当の資格喪失手続き	P11	
18		紙おむつ（障がい）を受給している65歳以下の方	支給停止手続き	P11	
19		身障がい者扶養共済に加入、または受給している方	心身障がい者扶養共済の手続き	P11	
20		児童手当を受給している方	<input type="checkbox"/> 受給者変更手続き <input type="checkbox"/> 受給事由消滅手続き	P12	
21		児童扶養手当を受給している方	<input type="checkbox"/> 受給者変更手続き <input type="checkbox"/> 受給事由消滅手続き	P13	
22		特別児童扶養手当を受給している方	<input type="checkbox"/> 受給者変更手続き <input type="checkbox"/> 資格喪失手続き	P13	
23		15歳以下のお子さんを養育している方	遺児激励金の手続き	P14	
24		原動機付自転車・小型特殊自動車等をお持ちの方	原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー・特定小型原動機付自転車の名義変更、廃車等の手続き	P15	
25		<input type="checkbox"/> 市県民税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税（世帯主が亡くなった場合のみ） <input type="checkbox"/> 介護保険料 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料 上記の税金・保険料が課税されている方	納税通知書の相続人代表者の届出手続き	P15	
26		固定資産税が課税されている方	固定資産税現所有申告書の手続き	P15	
27		市税等を口座振替にしている方	市税等の口座振替の登録状況の確認 （廃止や変更の手続き先は各金融機関になりますので、ご注意ください）	P15	
28		市税等が課税されている方	市税等の納付状況の確認 （納期限内での納付をお願いします）	P15	
29		農地を相続した方	農地法の手続き	P16	
30		森林の土地を相続した方	森林法の手続き	P16	
31		上下水道の名義人の方	名義変更の手続き	P16	

◆◆◆ 手続きを行うに当たって ◆◆◆

死亡後の手続きに必要なもの（共通的なもの）

多くの方に必要となるものをまとめました。そのほかの持ち物は手続きごとに異なります。必要な手続きと持ち物はチェックリストと参照ページをご確認ください。

【亡くなられた方のもの】

- 亡くなられた方が市役所から交付を受けていたもの
(お持ちのもののみでかまいません)
- 国民健康保険被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険証
- 医療費受給者証
- 障害者手帳 など

【ご遺族のもの】

- 手続きにいらっしゃる方の「本人確認書類」
- 認印（喪主、相続人代表）
- 預金通帳（喪主、相続人代表）
- 会葬礼状等、亡くなられた方と喪主の氏名が確認できる書類
- 代理の方が窓口に来る場合は「委任状」

死亡届後の戸籍謄本・抄本の発行について

戸籍謄本・抄本は、本籍地の市区町村役場で交付いたします。

※令和6年3月1日から戸籍証明書の広域交付制度が始まり、本籍地以外の市区町村でも交付請求できるようになります。

【戸籍謄本・抄本の交付について】

死亡届出の提出後、一週間程度で死亡の記載がされた戸籍謄本及び抄本の交付が可能となりますが、死亡届の提出地と本籍地の市区町村が異なる場合は、さらに日数がかかります。

詳しくは、本籍地の市区町村へお問い合わせください。

【交付請求ができる人】

- ・配偶者
- ・直系の血族（父母、子、孫、祖父母など）
- ・相続人

※上記以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

※広域交付は、配偶者及び直系の血族の方のみ請求できます。

詳しくは天童市のホームページ（戸籍証明書等の広域交付について）をご確認ください。

◆◆◆ 市役所で行う手続き ◆◆◆

住民登録・戸籍に関する手続き

手続き	内容	必要なもの等	担当
No. 1	<p>亡くなられた方が天童市に印鑑登録をしていた場合、廃止の手続きは不要ですが、印鑑登録証はご返却いただくか、ご自宅で破棄をお願いします。</p> <p>【期間】 定めなし 【手続きができる人】 どなたでも可</p>	印鑑登録証	<p>市民課 1階【16】窓口 市民係 内線 7 1 7</p>
印鑑登録証・市民カードの返却			
No. 2	<p>市役所での手続きはありません。 他の手続きでマイナンバーが必要になる場合がありますので、しばらく保管していただき、全ての手続きが終了した後に処分してください。処分にお困りの場合は市役所にお持ちいただければ適切に処分させていただきます。</p>		<p>市民課 1階【16】窓口 記録年金係 内線 7 1 4</p>
マイナンバーカード・通知カードについて			
No. 2	<p>市役所での手続きはありません。 個人情報に記載されていますので、裁断等により処分をお願いします。処分にお困りの場合は市役所にお持ちいただければ適切に処分させていただきます。</p>		<p>市民課 1階【16】窓口 記録年金係 内線 7 1 4</p>
住民基本台帳カードについて			

メモ

年金に関する手続き

手続き	内容	必要なもの等	担当
No. 3	加入履歴が国民年金のみの方が亡くなられた場合、市役所での手続きとなります。		市民課 1階【12】窓口 記録年金係 内線714
国民年金の手続き			
No. 3	加入履歴が厚生年金のみの方、厚生年金と国民年金など複数の加入履歴がある方は、年金事務所にお問い合わせください。手続きの際は、事前予約が必要です。 【予約相談可能時間】 月曜日（祝日・休日の場合は翌日以降の開所日初日）9:00～18:00 火曜日～金曜日9:00～16:00 第2土曜日10:00～15:00 ※土日祝日・休日（第2土曜日を除く）、12/29～1/3は利用不可 【予約受付専用電話】 0570-05-4890 月曜日～金曜日8:30～17:15 ※土日祝日・休日、12/29～1/3を除く 詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。		山形年金事務所 TEL：023-645-5111
厚生年金の手続き			
No. 3	各共済組合にお問い合わせください。		
共済年金の手続き			

メモ

請求者について

未支給年金：生計同一の3親等内親族（下記①～⑦まで）

死亡一時金：生計同一の3親等内親族（下記①～⑥まで）

遺族基礎年金：死亡者が扶養していた18歳未満の子（障がいがある場合20歳未満）
または子を扶養している配偶者

寡婦年金：国民年金受給前に亡くなった夫の妻（10年以上婚姻期間がある生計同一の妻に限る）

※3親等内親族優先順位：①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
⑦その他3親等内親族

手続きに必要なもの一覧 ※ 下記以外に必要なものがあります。

	書類等	注意事項
必要なもの	<input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが表示された住民票抄本のうち、いずれか1点	
	<input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄本	配偶者の場合、除籍処理が完了したもの
	<input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳	コピー不可
	<input type="checkbox"/> 請求者の身分証明書	マイナンバーカードがあれば不要
	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書 (国民年金加入者の場合は年金手帳)	回収するため、失くした場合はその旨記入が必要
上記以外に必要なになる場合があるもの	請求者が亡くなられた方の配偶者・子以外の場合 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方との身分関係を確認できる書類（戸籍謄本等）	例 孫：親の戸籍（除籍）謄本 きょうだい：亡くなられた方の除籍謄本など
	請求者と亡くなられた方の住所が異なる場合 <input type="checkbox"/> 生計同一申立書	3親等内の親族でない、第三者からの証明が必要
	遺族厚生年金の請求をする場合 <input type="checkbox"/> 請求者の年金証書または年金手帳など、基礎年金番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー <input type="checkbox"/> 委任状（代理で手続する場合） <input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書（マイナンバーがわかるものがあれば不要）	年金事務所でのお手続きです。事前に問合せの上、予約する必要があります。

農業者年金に関する手続き

手続き	内容	必要なもの等	担当
<p>No. 3</p> <p>農業者年金の手続き</p>	<p>農業者年金の被保険者または受給権者の死亡を農業者年金基金に届け出るとともに、死亡一時金や未支給年金が発生する場合には合わせて請求するものです。</p> <p>死亡一時金・未支給年金については、請求できない場合もあります。</p> <p>被保険者または受給権者であったかが不明な場合は、農業委員会事務局または天童市農協本所金融窓口にお問い合わせください。</p> <p>【期間】 亡くなられた日から10日以内</p> <p>【手続きができる人】 配偶者（配偶者が死亡している場合は子）</p>	<p>《死亡届出に必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金死亡関係届出書（農業委員会事務局窓口または天童市農協本所金融窓口で交付） ・農業者年金被保険者証または農業者年金証書（紛失の場合は農業者年金証書紛失届） ・亡くなられた方の除籍謄本等（亡くなられた日を明らかにできるもの） 	<p>農業委員会事務局 2階 内線 2 3 1</p>
		<p>《死亡一時金または未支給年金を請求する場合に必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方と請求者の続柄が確認できるもの（請求者が配偶者の場合は、亡くなられた方の除籍謄本がこの書類を兼ねるため不要） ・通帳（請求者名義のもの） 	
		<p>《配偶者が亡くなられており、請求者が子となる場合に追加に必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の除籍謄本（亡くなったことが確認できるもの） ・子の戸籍謄本（加入者本人と子の続柄が確認できるもの） <p>【提出先】 上記の書類一式を、天童市農協本所 金融窓口へ提出してください。</p>	

国民健康保険に関する手続き

手続き	内容	必要なもの等	担当
No. 4	被保険者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 【手続きができる人】 親族等	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 ・減額認定証、限度額認定証、特定疾病療育受領証（交付されている方のみ） ・喪主の認印 ・喪主の通帳 ・会葬礼状等の亡くなられた方と喪主の氏名が確認できる書類 	保険給付課 1階【11】窓口 国保医療係 内線 7 5 3 7 5 4
国民健康保険被保険者証の返却			
No. 4	被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方（喪主）に対し、5万円が支給されます。 【期間】 葬祭を行った日の翌日から2年以内 【手続きができる人】 葬祭を行った方（喪主）		保険給付課 1階【11】窓口 国保医療係 内線 7 5 3 7 5 4
葬祭費の手続き			

後期高齢者医療保険に関する手続き

手続き	内容	必要なもの等	担当
No. 5	被保険者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 【手続きができる人】 親族等	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 ・減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受領証（交付されている方のみ） ・喪主の通帳 ・会葬礼状等の亡くなられた方と喪主の氏名が確認できる書類 	保険給付課 1階【11】窓口 国保医療係 内線 7 5 3 7 5 4
後期高齢者医療被保険者証の返却			
No. 5	被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方（喪主）に対し、5万円が支給されます。 【期間】 葬祭を行った日の翌日から2年以内 【手続きができる人】 葬祭を行った方（喪主）		
葬祭費の手続き			
No. 5	被保険者が亡くなられた場合、後期高齢者医療給付費（高額療養費）に関し支払いが決定した際は、相続人代表者に支給されます。 【期間】 被保険者が診療を受けた月から2年以内 【手続きができる人】 相続人代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 ・相続人代表者の通帳 ・相続人代表者の本人確認書類 	保険給付課 1階【11】窓口 国保医療係 内線 7 5 3 7 5 4
高額療養費の申立			

福祉に関する手続き

●介護保険

手続き	内容	必要なもの等	担当
No. 6 被保険者証の返却	亡くなられた方の被保険者証を返納する手続きが必要です。 【期間】 亡くなられた日から14日以内 【手続きができる人】 親族等	・亡くなられた方の介護保険被保険者証 (以下、交付されている方のみ) ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証 ・社会福祉法人等利用者負担軽減認定証 等	保険給付課 1階【11】窓口 介護給付係 内線758
No. 6 高額介護サービス費等の振込先口座の変更	亡くなられた方が介護サービスを利用し、高額介護サービス費等が支給される場合の振込先について、相続人代表となる方の振込先口座へ変更が必要です。 【期間】 サービス利用月の翌月1日から2年以内 【手続きができる人】 相続人代表者	・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの(通帳等) ・相続人代表となる方の印鑑(認印)	保険給付課 1階【11】窓口 介護給付係 内線758

●高齢者

手続き	内容	必要なもの等	担当
No. 7 高齢者向け支援などの支給停止手続き	次のサービスをご利用の方が亡くなられた場合、停止の手続きが必要です。 ・紙おむつ支給事業 ・緊急通報システム設置事業 ・乳酸飲料(ヤクルト)支給事業 ・見守り配食事業 【期間】 速やかに 【手続きできる人】 親族等	担当までお問い合わせください。	保険給付課 1階【11】窓口 介護支援係 内線756

●障がい者

手続き	内容	必要なもの等	担当
No. 8	亡くなられた方が重度心身障がい（児）者医療証をお持ちの場合、返却が必要です。	・重度心身障がい（児）者医療証	保険給付課 1階【11】窓口 国保医療係 内線753・754
重度心身障がい（児）者医療証の返却	【期間】 速やかに 【手続きできる人】 親族等		
No. 11, 12, 13	亡くなられた方が各種障害者手帳をお持ちの場合、返還が必要です。	・障害者手帳	社会福祉課 1階【7】窓口 障がい支援係 内線766
障害者手帳の返却（身体・精神・療育）	【期間】 速やかに 【手続きできる人】 親族等		
No. 14	亡くなられた方が自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの場合、手続きは不要ですが、受給者証の返却が必要です。	・自立支援医療受給者証（精神通院）	社会福祉課 1階【7】窓口 障がい支援係 内線766
自立支援医療受給者証（精神通院）の返却	【期間】 速やかに 【手続きできる人】 親族等		
No. 15	亡くなられた方が障がい福祉サービス受給者証をお持ちの場合、受給者証の返却が必要です。	・障がい福祉サービス受給者証	社会福祉課 1階【7】窓口 障がい支援係 内線766
障がい福祉サービス受給者証の返却	【期間】 速やかに 【手続きできる人】 親族等		
No. 16	亡くなられた方が障がい児通所給付受給者証をお持ちの場合、受給者証の返却が必要です。	・障がい児通所給付受給者証	社会福祉課 1階【7】窓口 障がい支援係 内線766
障がい児通所給付受給者証をお持ちの方	【期間】 速やかに 【手続きできる人】 親族等		

手続き	内容	必要なもの等	担当
No. 17	対象者、または受給されている方が亡くなられた場合、手続きが必要です。 【期間】 速やかに 【手続きできる人】 親族等	担当までお問い合わせください。	社会福祉課 1階【7】窓口 障がい支援係 内線766
特別障害者手当・障害児福祉手当の手続き			
No. 18	紙おむつ（障がい）の支給を受けている方が亡くなられた場合、停止の手続きが必要です。 【期間】 速やかに 【手続きできる人】 親族等	担当までお問い合わせください。	社会福祉課 1階【7】窓口 障がい支援係 内線766
紙おむつ（障がい）の支給停止手続き			
No. 19	共済加入者、または受給されている方が亡くなられた場合、手続きが必要です。 【期間】 速やかに 【手続きできる人】 親族等	担当までお問い合わせください。	社会福祉課 1階【7】窓口 障がい支援係 内線766
心身障がい者扶養共済の手続き			

メモ

子どもに関する手続き

手続き	内容	必要なもの等	担当
No. 9, 10	<p>該当するお子さんまたは受給者が亡くなられた場合、手続きが必要です。</p> <p>【期間】 速やかに</p> <p>【手続きできる人】 親族等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援医療証 ・ひとり親家庭等医療証 	<p>保険給付課 1階【11】窓口 国保医療係 内線 753 754</p>
子育て支援医療証の返却 ひとり親家庭等医療証の返却			
No. 20	<p>該当するお子さんが亡くなられた場合、受給事由消滅届または額改定届の手続きが必要です。</p> <p>【期間】 亡くなられた日の翌日から15日以内 ※手続きが遅れると、支給済手当を返還していただく場合があります。</p> <p>【手続きができる人】 受給者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆郵送申請可 ◆オンライン申請可 	<p>子育て支援課 1階【8】窓口 家庭支援係 内線 727</p>
児童手当の手続き			
	<p>受給者が亡くなられた場合</p> <p>①受給事由消滅届 ②未支払請求書 ③認定請求書 の手続きが必要です。</p> <p>【期間】 亡くなられた日の翌日から15日以内 ※手続きが遅れると、支給済手当を返還していただく場合があります。</p> <p>【手続きができる人】 新受給者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・該当するお子さん名義の通帳 ・新たに受給される方の名義の通帳と健康保険証 (国民健康保険の場合は保険証不要) <p>そのほか、必要に応じた書類を提出していただく場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆郵送申請可 ◆オンライン申請可 	

手続き	内容	必要なもの等	担当
No. 21	<p>該当するお子さんが亡くなられた場合、資格喪失届、額改定手続きが必要です。</p> <p>【期間】 速やかに ※手続きが遅れると、支給済手当を返還していただく場合があります。</p> <p>【手続きができる人】 受給者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書 	子育て支援課 1階【8】窓口 家庭支援係 内線722
児童扶養手当 の手続き	<p>受給者が亡くなられた場合、未支払請求手続きが必要です。</p> <p>【期間】 亡くなられた日から14日以内 ※手続きが遅れると、支給済手当を返還していただく場合があります。</p> <p>【手続きができる人】 該当するお子さんの保護者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書 ・該当するお子さん名義の通帳 <p>◆郵送申請可</p>	
No. 22	<p>該当するお子さんが亡くなられた場合、資格喪失届または額改定届の手続きが必要です。</p> <p>【期間】 速やかに ※手続きが遅れると、支給済手当を返還していただく場合があります。</p> <p>【手続きができる人】 受給者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当証書 	子育て支援課 1階【8】窓口 家庭支援係 内線727
特別児童扶養 手当の手続き	<p>受給者が亡くなられた場合 ①資格喪失届 ②未支払請求書 ③認定請求書 の手続きが必要です。</p> <p>【期間】 亡くなられた日から14日以内 ※手続きが遅れると、支給済手当を返還していただく場合があります。</p> <p>【手続きができる人】 新受給者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者の死亡を証する書類 ・特別児童扶養手当証書 ・該当するお子さん名義の通帳 ・新たに受給される方名義の通帳 ・新たに受給される方と該当するお子さんの戸籍謄本 <p>そのほか、必要に応じた書類を提出していただく場合があります。</p>	

手続き	内容	必要なもの等	担当
No. 23	義務教育修了前のお子さんを監護していた父又は母が亡くなられた場合(交通事故により亡くなられた場合を除く)、遺児1人につき1万円を支給します。	遺児激励金の手続きについては、担当までお問合せください。	子育て支援課 1階【8】窓口 家庭支援係 内線722
遺児激励金の手続き	<p>【手続きができる人】 保護者</p>		
重度心身障がい児養育手当の手続き	<p>該当するお子さんが亡くなられた場合、受給資格喪失の手続きが必要です。</p> <p>【期間】 速やかに ※手続きが遅れると、支給済手当を返還していただく場合があります。</p> <p>【手続きができる人】 受給者</p>	<p>・重度心身障がい児養育手当証書</p> <p>◆郵送申請可</p>	子育て支援課 1階【8】窓口 家庭支援係 内線727
	<p>受給者が亡くなられた場合、受給資格喪失の手続きが必要です。</p> <p>【期間】 速やかに ※手続きが遅れると、支給済手当を返還していただく場合があります。</p> <p>【手続きができる人】 該当するお子さんの保護者等</p>		

メモ

税金に関する手続き

●原動機付自転車・小型特殊自動車

手続き	内容	必要なもの等	担当
No. 24	所有者が亡くなられた場合、手続きが必要です。	【廃車の場合】 ・標識（ナンバープレート） ・標識交付証明書 【名義変更の場合】 ・標識交付証明書 ・天童市のナンバープレート（ナンバープレートを変更する場合）	市民課 1階【16】窓口 市民係 内線717
原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー・特定小型原動機付自転車の名義変更、廃車等の手続き	また、市外の方に名義変更され、置き場所が市外となる場合、新しい所有者がお住いの自治体での登録手続きが必要です。 【期間】 当該年度の3月末日まで		

●税金

手続き	内容	必要なもの等	担当
No. 25	天童市に個人市民税・県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税義務がある方が亡くなられた場合、関係書類を受領する相続人代表者の届出が必要です。	特になし	税務課 1階【9】窓口
相続人代表者の届出			
No. 26	法務局で相続による所有権移転の手続きが完了するまでの間、納税の管理や納税通知書を受け取っていただくための届出が必要です。	法定相続人が遺言書等をお持ちの場合は、届出と合わせて提出してください。 【相続の場合】 ・遺産分割協議書 【遺贈の場合】 ・遺言書	税務課 1階【9】窓口 固定資産税 内線777 778 779
相続人代表者届（兼）現所有者の申告			
No. 26	法務局に登録していない「未登記家屋」がある場合、納税義務者の変更届が必要です。	特になし	
未登記家屋登録者変更の届出			
No. 26	固定資産の納税管理人が亡くなられた場合、手続きが必要です。	特になし	
納税管理人の申告			
No. 27	亡くなられた方が、口座振替により市税等の納税をしていた場合、今後の納付方法についてご案内します。	特になし	納税課 1階【10】窓口 収納管理係 内線782
市税等口座振替の停止			
No. 28	亡くなられた方の市税等に未納がある場合、手続きが必要です。	特になし	納税課 1階【10】窓口 納税係 内線783・ 785・786
未納市税等の確認			

その他の手続き

手続き	内容	必要なもの等	担当
No. 29 農地法の手続き	亡くなられた方が所有していた農地について、相続登記の完了後に相続人からの届出が必要です。 【手続きができる人】 相続人	・登記完了証（確認後、原本はお返しします）	農業委員会事務局 2階 内線 231
No. 30 森林法の手続き	新たに森林の土地を所有した場合に手続きが必要です。 【期間】 所有者となった日から90日以内 ※相続の場合、財産分割がされていない場合でも相続開始の日から90日以内 【手続きができる人】 新たに森林の土地の所有者となった人	・森林の土地の所有者届出書 ・届出に係る森林の土地の位置を示す地図（公図、字切図など） ・土地の登記事項証明書その他届出の原因を証明する書類（売買契約書、贈与契約書など）	農林課 2階 森林保全係 内線 213
No. 31 上下水道の使用者、所有者の変更の手続き	亡くなられた方が水道の所有者（戸建住宅の名義人、集合住宅の大家など）の場合、手続きが必要です。（使用者（集合住宅にお住いの場合など）のみの変更は電話で受け付けます。）	所有者変更の場合、認印	上下水道事業所 （図書館西側） 上下水道課 お客様センター 内線 444～446
天童市市民墓地使用権の承継	亡くなられた方が天童市市民墓地の使用者の場合、その使用権を継承する手続きが必要です。 【手続きができる人】 相続人、親族、縁故者で祭祀を主宰する人など	・使用許可証 ・従前の使用者と承継者との関係を証明する書類 ・承継者の住所及び本籍を証明する書類	生活環境課 2階 環境保全エネルギー係 内線 274 279
犬の登録事項変更届	亡くなられた方に飼い犬がいた場合、所有者を変更する手続きが必要です。 【手続きができる人】 新たに犬の所有者になる人	特になし	
浄化槽の使用者、所有者の変更の手続き	亡くなられた方が浄化槽の所有者（戸建住宅の名義人、集合住宅の大家など）の場合、手続きが必要です。 【手続きができる人】 新たに浄化槽の所有者になる人など	特になし	
市営住宅の各種手続き	市営住宅に入居されている方が亡くなられた場合、手続きが必要です。	詳しくは天童市営住宅管理センター（023-656-8225）へお問合せください。	都市計画課 4階 建築住宅係 内線 428



市役所以外で行う手続き



手続き方法・必要書類などは各機関窓口にご確認ください。

該当	項目	手続き	窓 口
	厚生年金	未支給年金手続き・遺族年金等の請求・年金の死亡届など	山形年金事務所 (☎ 023-645-5111)
	共済年金	未支給年金手続き・遺族年金等の請求・年金の死亡届など	各共済組合
	運転免許証	返却手続き	県総合交通 安全センター (☎ 023-655-2150)
	労災保険	葬祭料の請求・遺族補償金の請求など	山形労働基準監督署 (☎ 023-624-6211)
	社会保険	埋葬料の請求など	協会健康保険組合 勤務先など
	簡易保険 生命保険	保険金の請求	郵便局 生命保険会社など
	不動産	所有権移転登記 (登記相談は要予約)	山形地方法務局 (☎ 023-625-1321)
	亡くなられた方の 所得税	確定申告	山形税務署 (☎ 023-622-1611)
	医療費控除による 税金	還付請求	
	相続税	申告	
	普通自動車・二輪 の小型自動車 (250cc超)	廃車または相続の手続き	山形運輸支局 (☎ 050-5540-2013)
	バイク (125cc～ 250cc以下)	廃車または相続の手続き	
	三輪、四輪の軽自 動車	廃車または相続の手続き	軽自動車検査協会 (☎ 050-3816-1835)
	預金・貯金	相続の手続き	金融機関
	電話	相続 (名義変更) の手続き	NTTなど
	電気	相続 (名義変更) の手続き	東北電力㈱ (☎0120-066-774)
	ガス	相続 (名義変更) の手続き	ガス供給会社

おくやみ窓口のご案内

市役所における死亡後の各種手続きについて、ご遺族の方の負担を少なくするため「おくやみ窓口」を設け、手続きが必要な関係課へ職員が同行し、手続きのお手伝いをいたします。

※おくやみ窓口を利用なさらず、ご遺族の方がおくやみハンドブックを参考に直接担当の窓口で手続きを行うこともできます。

開設時間 月～金曜日 1日3枠
(祝日、休日および12月29日から1月3日を除く)
①9:15～ ②10:45～ ③14:15～

受付場所 天童市役所 1階 市民課

利用方法 完全予約制

利用希望日の5開庁日前の午前中までに、22ページの「おくやみ窓口予約申込書」をあらかじめ記入の上、電話又は直接窓口でご予約ください。

【例】利用希望日が火曜日の場合、土日祝休日を除いた5開庁日前の午前中までに予約

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	5 開庁 日前	4 開庁 日前	3 開庁 日前	祝日	2 開庁 日前			1 開庁 日前	利用 希望日



※先着順でのご予約となります。ご希望日時に添えない場合がございますのでご了承ください

3 開庁日前を目安に、窓口担当職員から当日のスケジュールや必要な持ち物を電話またはメールでお知らせします。持ち物の不備で当日できなくなる手続きがありますので、必ず案内をご確認ください。

[持ち物連絡用アドレス tendo-okuyami@city.tendo.yamagata.jp]

迷惑メール対策等でメールが正しく届かないことがあります。上記メールアドレスからのメールを受信できるように、迷惑メール設定から解除や受信設定をしていただくようお願いいたします。

ご利用に当たっての注意

- ◆おくやみ窓口での手続きは、ご葬儀が終了してからになります。
- ◆必要な持ち物が当日までそろえられない場合や、お手続きの種類によっては、当日での手続きが完了しない場合があります。
- ◆特定の方（相続人等）でなければできない手続きについては、おくやみ窓口を利用される方によっては、再度来庁をお願いすることになります。
- ◆市役所以外の手続き（年金事務所、法務局など）については、おくやみハンドブックを参考に各自手続きを行ってください。
- ◆予約時刻に遅れる場合は、おくやみ窓口担当まで必ずご連絡ください。大幅に遅れる場合や、ご連絡をいただけなかった場合は、次の方を優先させていただくことがあります。

【予約・お問い合わせ先】 市民課 おくやみ窓口担当

【予約受付時間】 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 月～金曜日

（祝日、休日および 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日を除く）

【予約電話番号】 0 2 3 - 6 5 4 - 1 1 1 1 （内線 7 0 9）

※予約の際に下記の内容についてお聞きしますので、ご予約の前にご記入いただきますようお願いいたします。

申 込 月 日	令和 年 月 日
---------	----------

おくやみ窓口予約申込書（控）

天童市長 宛

受付番号

次のとおり、関係各課等へ情報提供することに同意し、申し込みます。

予 約 日 時	令和 年 月 日 ()
	午前・午後 時 分から

1 亡くなられた方の情報

フリガナ		生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和
氏 名			年 月 日
性 別	男 ・ 女	配 偶 者 の 有 無	有 ・ 無
住 所	天童市		
死 亡 年 月 日	年 月 日	葬 儀 の 年 月 日	年 月 日

下記について該当するものに☑をつけてください。

原付自動車・小型 特殊自動車の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（名義変更・廃止） <input type="checkbox"/> 不明	農 地 の 有 無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 不明
障がい者手帳の 有 無	<input type="checkbox"/> 手帳なし <input type="checkbox"/> 手帳あり (<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神) <input type="checkbox"/> 不明	森 林 や 山 林 の 有 無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 不明
18歳未満の人の 扶 養 の 有 無	<input type="checkbox"/> 扶養なし <input type="checkbox"/> 扶養あり <input type="checkbox"/> 18歳未満の人はいるが、扶養 しているかは不明	固 定 資 産 の 有 無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 不明

2 おくやみ窓口の来所予定者

フリガナ		生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和
氏 名			年 月 日
住 所	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と同じ (<input type="checkbox"/> 同じ世帯 <input type="checkbox"/> 別の世帯) 〒 -	本 籍	天童市内・天童市外
日中連絡のとれる 電 話 番 号	携帯電話： - -	連絡のとれる時間帯	特になし・()時～()時
故 人 と の 関 係	夫・妻・子・子の配偶者・父・母・孫・祖父・祖母・その他 ()		

下記について該当するものに☑をつけてください。

相続人が否か	<input type="checkbox"/> 相続人代表 <input type="checkbox"/> 相続人だが代表者ではない <input type="checkbox"/> 相続人ではない (委任状 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)	喪主か否か	<input type="checkbox"/> 喪主 <input type="checkbox"/> 喪主ではない
--------	--	-------	--

委任状

※委任状のすべての項目を委任者本人が記入してください。
 また、代理人の本人確認書類を持参してください。

記入日 令和 年 月

1. 委任者（たのむ人）

住所			
氏名	Ⓜ	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

私は、下記の者を代理人と定め、委任事項についての権限を委任します。

2. 代理人（窓口に来る人）

住所			
氏名		委任者との関係	

3. 委任事項

※委任する内容の にレ点を記入してください。

(故人) 住所 天童市

氏名 _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

相続手続きに必要な戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄（抄）本、住民票（除票）の交付申請及び受領

原動機付自転車等の廃車、名義変更等の手続き

国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に関する手続き

市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）に関する手続き

特別障がい者手当に関する手続き

障がい児福祉手当に関する手続き

その他の手続き（ _____ ）

※身体障がい等の理由で委任者が自署できず代筆した場合は委任者の印が必要です。

市民課 処理欄	<input type="checkbox"/> 委任者本人が記入した。	受付
	<input type="checkbox"/> 身体障がい等のため、代理人が代筆した。 (_____ に障がいがあるため)	

令和6年4月から 相続登記が 義務化されます！

なくそう、
所有者不明土地！



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

詳しくは、こちらの**法務省ホームページ**を
ご覧ください。▶

あなたと家族をつなぐ相続登記 🔍



相続登記の申請や法定相続情報証明の

手続案内は**予約制**ですので、

事前に**電話**でお問い合わせください。

予約申込み連絡先は裏面にあります。

詳しくはこちらを
ご覧ください。



★ まずは、**ホームページの申請書等の様式及び作成方法等をご確認**いただき、ご不明な点がありましたら、手続案内を利用ください。

相続登記の専門家に相談したい場合は**山形県司法書士会**へ

TEL 0120-13-7832 (相続登記センター)



遺言書は法務局に預けると安心です！ 自筆証書遺言書保管制度

- 法務局へ預けて、紛失・改ざんを防止
- 家庭裁判所の手続（検認）が不要
- 保管手数料3,900円
- 手続には予約が必要です。



遺言書ほかんガル

法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



詳しい手続は、**山形地方法務局 遺言** をご覧ください。

法務局があなたの相続手続を応援します！ 法定相続情報証明制度

手数料
無料

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続のために、戸籍謄本の束を、各提出先に何度も出し直す必要がなくなります。

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。



詳しい手続は、**法務局 法定相続情報** をご覧ください。



お問い合わせはお近くの**法務局へ**

山形地方法務局 023-625-1321(代表)

寒河江支局 0237-86-3258 新庄支局 0233-22-7528

米沢支局 0238-22-2148 鶴岡支局 0235-22-1003

酒田支局 0234-25-2221

村山出張所 (自筆証書遺言書保管制度は取り扱っておりません。) 0237-53-2812

天童市おくやみハンドブック

天童市市民部市民課

令和6年3月発行